

●事例●

# 支援を要する学生へのソーシャルワークと 学生相談への示唆

古川 隆司

(追手門学院大学 社会学部 准教授)

## 一 はじめに

少子高齢化に伴う一八歳人口の減少により、今日大学は全入時代である。様々な形態で入学者選抜試験が実施されているが、学力や学習意欲の低さが教学上の課題となってきた。また障害のある学生も数多く入学するようになり、その支援が各大学で行われるようになってきた。

近年高等教育への進学者の中には、普段の行動から発達障害が疑われるケース、精神疾病・障害があるケース、引きこもりや不登校など退学・休学に至るケース、周囲と友人関係がうまく築けずに孤立するケース、学習面で課題を

有するケース等、修学上何らかの支援を要する学生も増えている。これら以外に、些細な揉め事から暴力事件に発展するケース、たとえば交通事故が解決できず紛争となるケース、また大学生による大麻栽培・服用・売買などから検挙・起訴に至るケースなど、対人関係だけでなく深刻な社会的問題も増えてきている。高等教育の大衆化からみれば、これらは一般社会における家庭環境・家族関係の変化、規範意識・法遵守の意識の低さを反映する結果だろう。しかしその結果、青年期の心理的支援を中心に行ってきた従来の学生相談は、厚生補導など学生指導とも重なりつつ、具体的に効果的な援助が期待されるようになったという大き

な変化に晒されている。

ソーシャルワークに関する科目担当だからなのか、筆者は、学生から相談を受ける機会をこれまで少なからず経験してきた。その都度、相談室のカウンセラー等心理職や当該学生の担任などへ送致（リファー）を行い、必要がある場合に限りコンサルテーションやスーパービジョンを仰ぎながら対応している。この中で、ソーシャルワークの立場から就学上の課題に気づき、周囲との関係や家庭・経済等環境面の課題があることを経験してきた。多くの社会福祉担当の教員同様、いわばソーシャルワークの立場から学生相談を結果的に補完する役割を担ってきたと言って差支えないように思う。

本論は、筆者の経験したいくつかの援助事例を通して学生相談とソーシャルワークとの関係を考察し、今日の学生支援の課題および学生相談への示唆を得ることとしたい。なお例示する事例は、関わった当時の学生の匿名性に配慮し、在籍校・課程・性別・課題状況などについて大幅に修正加筆を行い、経過と学生相談等との関係を中心に修正したことをあらかじめ断っておく。

## 二 学生自身の課題

### (1) ソーシャルスキルの低さによる適応面の課題

入学三ヶ月後、演習の中でレクリエーションとして茶話会とゲームを実施することになった。担当グループに準備してもらおうが、その一人である学生A（男、二四）は、テーブルを準備する時に卓上を拭くための布巾が絞れず、またプログラムの進行でも言葉が出ない等の様子が目に留まった。Aは、普段の会話では問題を感じず学業もできる学生であったが、カードゲームやお菓子を配る中で何度も物を落とすなど明らかに目立っていた。その後の様子も観察すると、友人との挨拶等もぎこちなさがあり、教室での着席や学内で孤立している様子が窺えた。

その後Aと面談し、幼児期から周囲に「鈍くさい」と評価されてきたこと、家庭でも親からは勉強が出来ればよいと言われて家事等手伝い等をほとんど経験しなかったことが分かった。また一度他大学へ入学したがうまくゆかず、一度引きこもりを経て再度受験し直して入学したという。周囲との関係がうまくいかないことを自分でも気にしていたが、これまで問題を感じたことがなかったと話した。そこで相談室カウンセラーに筆者がスーパービジョンを受

け、Aの状況と課題および今後の対応について相談を行った。カウンセラーからは、周囲への適応上の課題だけでなく、対人面を含むソーシャルスキルの課題があるとの助言を受け、Aが希望すれば面接を勧めることとした。その後Aは相談室でカウンセリングを受け、カウンセラーと筆者で情報交換を行いつつ就学を支援した。

## (2) 周囲との人間関係の課題

学生B(男、一九)について、担任する学生達から苦情を受けた。学生によるとBは、自分では出来ないのに役割を引き受けて、うまくゆかないと「自分は障害があるからできないのだ、そんなに障害者を差別するのか」と「逆ぎれ」するという。相談に来た学生たちは学外の障害者作業所でボランティアをしており障害者への偏見はないと考えられたため、様子観察を重ねた。この中でB所属のサークル(筆者が顧問)でも後輩から同様の訴えをきいたため、用事で来室したBと個別面談を行った。Bと面談する中で、周囲とうまくいかないことに対しては自己正當化が著しく、「周囲や後輩が非協力的である」など他罰的な言動がよくみられた。またBは、障害学生の学習支援ボランティアとして関わっていたのであるが、B自身も軽度の脳性小

児麻痺により、日常動作や発語に軽度の障害があった。以前身体障害者手帳を申請することを勧めた他教員に対し、本人は「僕は日常生活で支障を感じない、だから障害者ではない」と返事したときいたことがあった。筆者との面談では「僕は障害者なのに周囲がフォローしてくれない」「誰も僕の障害を判ってくれない」と、周囲の無理解を訴える発言がみられた。この葛藤するBの様子から、アイデンティティの不安定さも感じられた。

相談室のカウンセラーへ助言を仰いだところ、既に何度も来室しているが継続せず気になっていた学生であることが判明した。また他の教員へBの様子について情報を得たところ、演習系教科でもクラス内で協力できないことが多く、学習面での支障があることも分かった。学業や進路への影響が懸念されたため、カウンセラー同席のうえ筆者からBの指導教員に報告、保護者と面談してもらうこととなった。その結果、保護者・本人の同意を得て、学生生活への支援を今後進めることとなった。Bはその後、外部の医療機関で受診、軽度発達障害との診断を受け、相談室との連携でSST(ソーシャルスキルトレーニング)を受ける等して就学を継続した。また教員間で連携しつつ学内の環境調整を継続して卒業した。

(3) 自殺未遂

情緒面で不安定であった学生C(女、一九)が、学内で多量の薬物服用による自殺を図った。昼休み後もCが戻らないので、クラスの友人が案じて探したところ、トイレでぐったりしているCと脇にある薬剤の空き箱を発見、筆者へ連絡してきたものである。至急医務室へ連絡して応急処置をとり、薬物を吐かせ安静にさせた。筆者がクラスの学生から事情を聞くと、朝から独り言を繰り返しており、話し掛けても最低限しか返事せず、講義中も時折トイレに行っていたという。その後家族へ連絡したが、迎えに来られないとのことで筆者が自宅まで同伴、家族へ状況報告を行った。自宅までの道中、Cは「親に叱られる」とたえず家族関係を気にしていたため、支持的に対応し続けた。

(4) 事例への考察  
 学生の多様化は学生相談のセミナー・実践報告でも数多く扱われている。また学習面ではFD活動や学生支援の取

り組みにおいて課題とされてきているが、いずれも「従来の学生とは違う」「手のかかる」等の認識にもとづく捉えかたが多いように見受けられる。このうち、課題を抱える学生にしほると、多くが発達面での課題や精神的な不安定さという点で共通しており、心理的援助から学外の医療機関への送致(リファ)を要するケースが多いと考えられる。だが学生に病識や自己認識が乏しい場合、周囲から「気になる学生」と捉えられながらも学校生活を過ごしている。いわばA多様なしんどさVを潜在的に抱えながら、折り合いがうまくつけられないままになっている場合も多い。

(1)、(3)の例は、いずれも周囲が気づき筆者につながったことをきっかけに、適応上の課題や学生自身の対人関係・社会関係の課題等へ対応したケースである。(3)は危機的な状況であるが、Cが周囲から受容されてきたことで本人の課題が顕在化せず、関係面の課題が緩和されていた。しかしCに限らず、周囲との人間関係が希薄になっているのが現実の学生ではないだろうか。たとえば(1)で、入学間もない中で周囲と関係が築けない要因には、A自身の課題を差し引いたとしても今日の学生たちが周囲と乏しい関係しか築けていないことが窺える。

(2)は、やや複合的な課題を抱えるケースといえる。

本事例は障害学生であるB自身の障害受容と自己認識が複合した本人のパーソナリティ面の課題や、周囲の学生との対人関係における課題が、本人の適応上の課題という形で顕在化してきた。その中でも、状況に応じて自身を障害者と表明する場合から、大学生生活で影響を受けたBが揺れ動いていたことがみてとれる。<sup>(注)</sup>

各大学が手厚く学生への相談・支援体制を整備しようとも、それが効果的に機能するためには、学生の普段の様子を知り、変化に気づくことが出来なければならぬ。相談室があっても自発的に入室するケースは少なく、必要な支援につなげる働きかけを必要とする学生が増加しているという。さらに、心理社会的な支援には限界があり、家族や周囲との関係調整を要する社会心理的な支援が必要となっていることを示唆している。

### 三 家庭環境の課題

#### (1) 経済的事情

ゼミ担当である学生D(男、二一)は成績は優秀であるが、やや欠席がちな学生であった。期末も近く学業面で懸念があったため個別に連絡した。面接でDは「学費をこれまで自分のバイト代で捻出してきた、インフルエンザにか

かって予定通りの額が貯まらなかったのも、何とか間に合わせるためバイトが休めなかった」と説明した。

詳しく尋ねると、同居の両親はすでに退職した父親の年金生活で、学費のうち入学金の一部を援助してもらったが、自分の弟や妹がまだ中学・高校生なので教育費がかかるといふ。学費が大学の納付期限にぎりぎり間に合うかどうか、と表情を曇らせて説明した。就職活動も目途がついており何とか学業と両立したいとのDの態度から、学費の延納願を出してはどうかと提案した。もし可能ならと本人も了解したため事務に問合せると、可能であると回答を得た。さっそくDに同伴して事務へ行き、書面手続を行う手はずを整えた。その後無事Dは進級、無事就職・卒業へ漕ぎ着けた。

#### (2) 家族関係

講義について相談に来たことがきっかけで、家族の生活面の相談へ発展した。学生E(女、一九)は親が要介護になった祖母を引き取り、在宅介護を始めて家庭がとても大変であるとのこと。在宅介護への助言を乞われたので、いくつか具体的に情報提供を行った。

その後もEの来室が続いたので、経過を尋ねると「近隣

や親戚が反対し、父親も『外間が悪い』と介護サービスを  
使うところまでいかず、母親が仕事を辞めて介護をしてい  
る」とのこと。話を聞いていくと、E自身と父親の関係が  
よくないことが判った。そして大学進学後は度々遠方  
の友人宅に外泊しているなど、家族環境の悪さが窺われた。

家族介護の話から進路へ話題が変わっていく中で、本  
当は県外の大学進学を望んだが親の反対で現在の大学に進学  
したため、卒業を機に遠方へ就職をしたいという希望が表  
明される。だが親へ納得してもらうことができるか等、E  
自身の課題が親子関係にあると思われるため、来室の度に  
将来に向けたE自身の話を聞くことにした。親子関係に対  
する自己認識、親へのアプローチを通じた現実的な取り組  
みを助言した。この間Eも自分の課題を自覚していたため、  
相談室の利用を勧めたが、過去に何度か利用したものの課  
題がもう判ったので筆者研究室での面談を希望したため、  
無理には勧めなかった。その後継続して面談を行っていっ  
た。

本学生は四年生になって他府県の行政職採用試験に合  
格、専門職での採用が決まった。これによって、自宅から  
出て自立するのだと親を納得させることができた、と結果  
報告があった。

### (3) 事例への考察

本来大学生の相談は、青年期の発達課題に由来する心理  
的な悩みであり、何らかの社会的背景や関連を有している。  
たとえば進路など自立に関わっていく問題は典型的である  
う。しかし相談室や進路担当でなく、現実にはこれらに教  
員が関わることは多い。学生の出席状況や成績など学業に  
関わることや日常の教育活動での様子など、学生と日々接  
するが故に発見も多い。とすれば、学生相談との関係でい  
うなら教員は、日々学生の直面する状況に直面して対処を  
迫られる立場にある。いわばインテークワーカーとして機  
能する立場におかれている。<sup>(注2)</sup>

学生が直面する状況を見ると、実のところ進路や具体的  
な学業継続の問題は、心理的背景と同時に社会的な要因と  
つながっていることが多い。Dのように、家庭の経済状況  
が就学に影響しており、休学・退学など学業継続の課題と  
なって顕在化するケースは近年増加している。

いま世代交代の過程にある高等教育機関の教員は、筆者  
を含めて「苦学」という状況をほとんど知らないと思われ  
る。だが学費を払えず退学に至る学生が増えていると考え  
られ、かれらなりに「苦学」しているといえないだろうか。  
大衆化していく大学教育の中で学生生活を送ってきた教員

が、大衆化された中で学生生活を過ごす今日の学生との経験の差異は著しいにも関わらず、教員自らのリアリティが学生理解の制約となり、かれらの(へしんどさ)に気づけないことも多いのではないか。家庭の経済力との相関関係から教育格差が生じているともいわれる中、いまの学生がおかれている社会環境を考慮した対応が一層考えられねばならない。

#### 四 社会環境

##### (1) 罹災による影響

担当学生のF(二一、男)から連絡が入り、自営業の店舗が火災によりしたためしばらく大学へ行けないという。様子を聞くと、家族は無事だったが本人のショックが大きい様子であった。

数日後見舞いを兼ねFの自宅を訪問、両親とも面談した。自宅は店舗の隣だったが、類焼を免れたという。原因は隣家の失火であったとのことだった。父親は、経営していた事業は保険で再開できそうだが、安定した収入が得られるまで学費の支払いが難しいという。しかし、Fは火災から逃れた恐怖などが残り、勉強も手につかないという。あらかじめ事務で確認しておいたことから、学費については延納の申請を提出してもらえば対応できる事を伝え、心理的

ショックの大きかったFに対しては大学の相談室を紹介した。その後Fは相談室を利用、徐々に大学へ復帰することができた。

##### (2) ストーカー被害と通学上の安全

担任しているクラスの学生(一九、女)からストーカー被害に遭っていると相談を受けた。通学途中いつも同じ電車・駅で付きまとわれ、話しかけられて不快に思っているという。自宅まで尾行されないか不安に陥り、最近では親に少し離れた駅まで送迎してもらっているとのこと。また大学からの帰宅時は友人に付き添ってもらっているが、恐怖心を抱いているという。事情を聞くとまだ鉄道会社や警察へは相談していないとのことであったため、鉄道会社と最寄の警察署へ相談するよう助言した。また友人の協力も得るよう筆者からも学友へ協力を依頼した。

##### (3) 学生同士の交通事故と事後処理

バイクで通学途中、交差点で停止していたG(二一、男)が、後続のバイクに衝突され転倒した。Gは負傷し、骨折で全治一ヶ月となったが相手はそのまま逃げてしまった。その後相手のバイクが学校の駐輪場に停まっていたのを発

見、同じ学校の学生であることが判明したがどう対処すればよいか相談に来た。筆者のゼミ学生であるGは下宿していたため、相談相手も少なかった。

学生課へ付き添って相談に行き、対応してもらおうよう依頼した。その後、大学側から事実確認が行われ、当該学生が事実を認めため、教員がGへの謝罪や補償について付き添って警察・保険会社への届出を指導した。

#### (4) 事例への考察

交通事故や火災・犯罪性の高い事案は行政機関でいう「生活相談」に属する。大学などは厚生補導であるが、その内容は多様で一括りにできない。従来、これらの事例の多くは、学生の自己責任による対応であったと考えられるが、問題解決のための助言や情報提供を行い、時に大学事務・教職員が関与しなければならぬ場合も増えてきた。これは大学の社会的責任にも関わるためであるが、半面、大学は本来生活相談機関でなく、学生や保護者の自己責任で解決するための最低限の対応にとどまらざるを得ない。しかし近年、大学による生活相談への対応が求められるようになってきた。少子化のなかで「面倒見の良い」ことが学生募集へ影響すると考えている大学も多いのである。

上記のうち、(2) はやや犯罪性の高いケースである。従来財布・貴重品の窃盗などは学内でも生じていたのであるが、より幅の広い犯罪被害の防止への働きかけも必要となってきたのである。筆者は大学の責任が負える範囲は限界があり、無条件に大学での対応を拡大することは不可能であり望ましくないと考えるが、全国的に学生指導に関わる事例が多様化しているのも事実であり、各校が情報交換のなかで大学の社会的責任に関するコンセンサスが築かれていくべきであろうと考える。

(1) のような家庭事情へ配慮するケースは、前出同様、昨今の景気悪化など社会的背景を考慮していく中でよりきめ細かな対応が必要といえる。(3) は、学生の変化を反映しているように思われる。本来大学は学生に自己責任を求める「大人扱い」をする反面、「幼児化」していく学生が問題解決をできず、問題を大学に「持ち込む」状況が増えていっているのではないか。

本論の趣旨に近づけて考察するならば、これらの相談が教員へなされるといふ状況からすれば、今日の学生が直面する悩みや課題状況が多様化している一つの現れであることに違いはない。解決・対処できるスキルが乏しくなっている学生の増加も、また事実である。



## 五 結語

### (1) 学生および学生を取り巻く環境の変化

学生が多様化し、とくに学力面の課題が各大学で問題視されるようになって久しい。学力による入学者選抜をしている以上、学力の課題が高等教育へ波及することは必然ではある。むしろここでは、学生が直面するさまざまな生活課題・悩みが、学生支援体制のなかでカバーしきれない状況にあることに着目したい。一つには、入学者の多様化を学力面だけでなく、生活機能<sup>(注3)</sup>の多様化ととらえるべきだろう。このような認識を前提にした学生の受け入れが、心理的支援のみならず社会的支援を学生支援の中に組み入れる必要性を高めている。

### (2) 専門職間の連携

援助活動において今日、一領域の専門家だけが課題解決への支援を行うということはもはや困難である。たとえば医療において、医師と看護師・リハビリテーション・医療ソーシャルワーカーによる連携が患者の療養において不可欠であり、チーム医療として形式的であるが日本にも導入されている。とくに生殖医療や移植手術をめぐる倫理

的な問題・法的な課題など、コメディカル・パラメディカルで職種間の連携に関する実践・研究が進められている。最近では専門職間の連携に対する教育の必要性が主張されるようになってきている。

また筆者の担当領域である社会福祉では、従来から連携の重要性が重視されてきた。高齢者領域における介護と保健・福祉・医療の連携は、ケアカンファレンスを通して本人・介護家族・リハビリテーション・介護・医療サービスが情報交換しあい、ケアマネジメントを通じて実践し、法制化されている。さらに権利擁護について、相談機関と行政・弁護士や司法書士などの連携も進んでいる。また、児童福祉では、乳幼児期の母子保健について保健師・医師との連携が、児童虐待をめぐっては学校・保育所・児童相談所・警察・医療機関および地域の児童委員や住民との連携を通じた予防と早期発見・対処が図られている。そもそも児童相談所や児童福祉施設では、心理・福祉・保育・教育の各職種がチームでケースへの支援を行っている。また少年犯罪では、警察・家庭裁判所や保護司・刑事施設などとの関係において個別的な社会復帰が取り組まれている。

このように領域別・課題別にそれぞれの専門職や関係機関が連携をとりつつ、個別的に援助を実践していく仕組み

は様々な領域に広がっていると、差し支えない。高等教育機関における学生相談も、ただメンタルヘルスを重視するだけでは現実の学生生活の課題解決に至らない。少なくともインテーク段階では、小中高同様に学校ソーシャルワークとカウンセリングが連携を図ることによって、適切な対応が図っていけるのではない<sup>(注)</sup>。

教員は、日々向き合う学生たちと講義や演習など教育活動で関わりあっている。そこで行っている授業の評価と改善が、学生とコミュニケーションを図り、相互に理解することで成り立っている。否、学生理解を欠いて成り立たない。よりデリケートで配慮を要する学生相談においても同様ではなからうか。人間性を育むことが教育の目標だとすれば、知識面だけでなく人間的なコミュニケーションのとれる関係を学生と築いていきたいものである。

注

- (1) 障害のある学生（以下、障害学生）の就学が増加してきた背景は、一九七九年の養護学校の完全義務化とその後の各教育機関で入学者受入の機会ができたこと、近年は学生募集目的が増加したことが影響し

ていると考えられる。筆者も学生時代、通訳・要約筆記のボランティアとして聴覚言語障害のある同級生の学習支援等に関わった。

- (2) 教員誰もがインテークワーカーを担えるかどうかは別である。少なくとも社会的・心理的な背景に着目していく視点を有していること、また学生相談等の意義を理解してそれとの連携を含む学生支援の必要性を感じていること等が考えられる。

- (3) WHOが二〇〇一年に採択した国際生活機能分類（ICF）によれば、すべての人は何らかの障害を有しているということになり、障害ではなく多様な生活機能といえる。たとえば軽度発達障害や医療的配慮を要する場合も、生活機能の個別性といえる。

- (4) この点は、加藤忍大阪キリスト教短期大学名誉教授が実践され、数多くの示唆を与えていただいたことの一つである。記して謝意を申し上げたい。

参考文献・資料

- ・ 世界保健機関（二〇〇二）「国際生活機能分類」中央法規出版
- ・ 日本学生相談学会「学生相談研究」